

営農ウィークリーNEWS

斑点米カメムシ類の発生に注意してください!!!



2025年7月18日付で、京都府病虫害防除所より「病虫害発生予察注意報第1号」が発表されました。

内容は、水稻における斑点米カメムシ類の発生量が平年比多いとのこと。

斑点米カメムシ類の加害時期については、出穂期から収穫期までとなっており、防除適期は、出穂期、揃期及び傾穂期です。

防除適期を逃さず、適切な防除対策を実施して被害を最小限に食い止めましょう！

以下 7病第16号 令和7年7月18日 病虫害発生予察注意報第1号より抜粋

6 防除上の留意事項

(1) 耕種的防除

斑点米カメムシ類はイネ科雑草の種子を餌にする。したがって、水田周辺のカメムシ類の生息密度を下げるためには、畦畔の草刈りを行うことが有効である。草刈りは、イネが出穂する2～3週間前と出穂直前の2回行うと効果的である。作業の都合上、1回で済ませる場合は、必ず出穂の10日前までに草刈り等を済ませる。

出穂期に近づきすぎると、カメムシ類を水田に追い込み、かえって逆効果となる。水田内のイネ科雑草は、カメムシ類の水田への侵入を助長するので出穂前に除草する。

(2) 農薬による防除

カメムシ類の密度が高い水田では、薬剤による防除を穂揃期と傾穂期の2回行うことが望ましい。

近年、イネカメムシの発生量が増加している。他の斑点米カメムシ類と異なり、出穂期に水稻の穂の基部を吸汁して不稔穂を生じさせ、穂が充実せず直立する。そのため、イネカメムシが多発している場合は、穂揃期以降ではなく出穂期から防除することが重要である。また、穂揃期以降に加害されると穂の基部が変色した斑点米を生じ、等級格下げの原因となる。

農薬の散布にあたっては散布適期を確認し、周辺作物に飛散しないよう十分注意する。また農薬の選択にあたっては、使用基準を遵守して適正に使用する。

なお、最新の農薬情報は農林水産省ホームページの「農薬コーナー」の「農薬登録情報提供システム」を参照のこと (<https://pesticide.maff.go.jp/>)。

用語解説

出穂期：全茎の40～50%の穂が出たとき。

穂揃期：全茎の80～90%の穂が出たとき。

傾穂期：穂揃期の約1週間後。穂が傾きかけたとき。

TAC information

主要な発生種



(写真1)アカヒゲホソミドリカスミカメ



(写真2)アカスジカスミカメ



(写真3)ホソハリカメムシ



(写真4)トゲシラホシカメムシ



(写真5)クモハリカメムシ



(写真6)ミナミアオカメムシ



(写真7)イネカメムシ

イネカメムシは、他のカメムシと加害時期が異なるので注意が必要です！
出穂期に防除が必要です！



7病第16号 令和7年7月18日 病虫害発生予察注意報第1号より抜粋

令和7年の斑点米カメムシ類(イネカメムシを含む)の注意報・警報
の発表状況(令和7年7月18日現在)

注意報発表都道府県
(件数:26件(25道府県))

警報は発表件数は0件

7月2日	山形県	注意報	16日	福島県	注意報
	富山県	注意報		長崎県	注意報
3日	石川県	注意報		愛知県	注意報
	埼玉県	注意報	17日	兵庫県	注意報
7日	山口県	注意報		滋賀県	注意報
8日	栃木県	注意報	18日	岐阜県	注意報
9日	千葉県	注意報		宮城県	注意報
	福井県	注意報		群馬県	注意報
10日	茨城県	注意報		京都府	注意報
	新潟県	注意報		北海道	注意報
11日	三重県	注意報			
	鳥取県	注意報			
14日	長野県	注意報			
	島根県	注意報			
	栃木県	注意報			
15日	岩手県	注意報			



種類	発表の頻度	内容
警報	都道府県の判断により適宜発表	重要な病害虫が大発生することが予測され、かつ、早急に防除措置を講じる必要が認められる場合に発表
注意報	都道府県の判断により適宜発表	警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予測され、かつ、早めに防除措置を講じる必要が認められる場合に発表

全国的に、斑点米カメムシ類が多発しています！